

神奈川県動物愛護センター登録ボランティア要領

(趣旨)

- 1 この要領は、神奈川県動物愛護センター(以下「センター」という。)の事業に協力するボランティアの登録、活動その他の事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(ボランティアの種類及び活動)

- 2 センターに協力するボランティアを神奈川県動物愛護センター登録ボランティア(以下「登録ボランティア」という。)と称し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める活動を行うものとする。
 - (1) 譲渡ボランティア(団体又は個人)
センターに収容された動物の譲渡を受け、適切な飼養管理のもと、必要に応じて治療、馴化等を行い、新たな飼い主に譲渡する。
 - (2) グルーミングボランティア(個人)
センターに収容された動物の健康及び清潔を保ち、新しい飼い主への譲渡を促進するため、センター内において動物のシャンプー、トリミング等を行う。
 - (3) 動物愛護普及啓発ボランティア(団体又は個人)
動物愛護の普及啓発を推進するため、センターと協力し、活動を行う。
 - (4) その他のボランティア(個人)
前各号に掲げる活動以外の活動で、センター所長(以下「所長」という。)が必要と認めた活動を行う。

(登録)

- 3 前項各号の活動を行おうとする者は、あらかじめ所長の登録を受けなければならない。

(登録の要件)

- 4 登録に必要な要件は、次のとおりとする。
 - (1) 共通事項
 - ア 団体には代表者及び副代表者を置くこと。この場合において、副代表者はその代表者に不測の事態等が生じ、活動が困難になった場合等にその代行を行える者であること。
 - イ 登録者(団体にあつては、代表者及び副代表者)は、成人であること。
 - ウ 神奈川県が行う動物の愛護及び管理に関する施策を理解し、協力する意思があること。
 - エ 電子メール及び電話による連絡が可能であること。
 - オ その他所長が登録に不適と認めないこと。
 - (2) 譲渡ボランティア(団体)
 - ア 神奈川県内に譲渡を受けた動物を適正に飼養できる施設が1か所以上あること。ただし、他の自治体の動物愛護管理行政機関において、譲渡に関するボランティア活動を正式に認められており、住所地及び飼養施設から自動車にて概ね2時間以内にセンターに来所できる場合はこの限りでない。
 - イ 獣医師、愛玩動物飼養管理士等の資格を有する者又は譲渡を受ける動物について

て、6か月間以上の飼養管理及び譲渡に従事した経験を有する者を、飼養施設の規模や飼養頭数等に対し適切な人数で構成員として配置すること。

ウ 離乳前の動物、疾病や障害のある動物等、その飼養管理に特に配慮が必要な動物を取り扱う場合はその取扱いに習熟した者を置くこと。

(3) 譲渡ボランティア(個人)

ア 神奈川県内に譲渡を受けた動物を適正に飼養できる施設があること。ただし、他の自治体の動物愛護管理行政機関において、譲渡に関するボランティア活動を正式に認められており、住所地及び飼養施設から自動車にて概ね2時間以内にセンターに来所できる場合はこの限りでない。

イ 獣医師、愛玩動物飼養管理士等の資格又は譲渡を受ける動物について6か月以上飼養管理及び譲渡に従事した経験を有すること。

ウ 離乳前の動物、疾病や障害のある動物等、その飼養管理に特に配慮が必要な動物を取り扱う場合は、その取扱いに習熟していること。

(4) グルーミングボランティア(個人)

トリマー、グルーマー等の資格や動物のグルーミングの経験等、活動を行う上で必要な知識、技術及び経験を有していること。

(5) 動物愛護普及啓発ボランティア(団体又は個人)

ア 神奈川県内で活動できること。

イ 動物愛護を普及啓発するための媒体を有していること。

(6) その他のボランティア(個人)

活動内容に応じ、前各号に掲げるボランティアに準じて、センターで協議の上、個別に定める。

(登録の手続)

5 登録を受けようとする者は、神奈川県動物愛護センター登録ボランティア登録申出書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して所長あて申し出なければならない。

(1) 譲渡ボランティア(団体)

ア 団体の概要が分かる書類

イ 法人にあっては、登記事項証明書、公益法人の場合は団体を証明する書類(原本を確認後返却)

ウ 代表者、副代表者及び構成員の氏名、住所等を記載した名簿(第1号様式 別紙)

エ 飼養施設の平面図、写真及び付近の地図

オ センター所管域内に動物の飼養施設を有しない団体にあっては、他の自治体の動物愛護管理行政機関において、譲渡に関するボランティア活動を認められていることを証明する書類

カ 第4項第2号イの要件に適合することを証する書類

キ 譲渡する動物の種類・年齢幅、譲渡方法、動物の飼養管理方法(シェルター型、預かり型、その他)、管理する動物の上限頭数、感染症の制御方法を記した書類

(2) 譲渡ボランティア(個人)

- ア 活動の目的を記載した書類
- イ 活動協力者の氏名、住所等を記載した名簿（第1号様式 別紙）
- ウ 飼養施設の平面図、写真及び付近の地図
- エ センター所管域内に動物の飼養施設を有しない者にあつては、他の自治体の動物愛護管理行政機関において、譲渡に関するボランティア活動を認められていることを証明する書類
- オ 第4項第3号イの要件に適合することを証する書類
- カ 譲渡する動物の種類・年齢幅、譲渡方法、動物の飼養管理方法（シェルター型、預かり型、その他）、管理する動物の上限頭数、感染症の制御方法を記した書類

(3) グルーミングボランティア（個人）

- ア 活動の目的を記載した書類
- イ 活動協力者の氏名、住所等を記載した名簿（第1号様式 別紙）
- ウ 第4項第4号の要件に適合することを証する書類

(4) 動物愛護普及啓発ボランティア（団体・個人）

- ア 活動の目的、活動方法の概要、周知する媒体の種類を記載した書類
- イ 団体の場合は、代表者、副代表者及び構成員の氏名、住所等を記載した名簿（第1号様式 別紙）
- ウ 団体の概要が分かる書類
- エ 法人の場合は登記事項証明書、公益法人の場合は団体を証明する書類（原本を確認後返却）

(5) その他のボランティア（個人）

活動内容に応じ、前各号に掲げるボランティアに準じて、センターで協議の上、個別に定める。

- 6 所長は、登録の申出の内容が第4項に規定する登録の要件に適合すると認めた場合は、登録ボランティア名簿に登録するとともに、申出者に対し神奈川県動物愛護センター登録ボランティア登録証（第2号様式）を交付するものとする。

（登録の期限）

- 7 登録の期限は、登録の日からその日の属する年の翌々年度の3月31日（最長3年間）までとし、登録の継続を希望する者は、期限の3か月前から1か月前までに第3号様式により申出を行う。この場合において、登録の審査、登録、登録証の交付については、前項の規定を準用する。

（遵守事項）

- 8 登録ボランティアは、その活動に際し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 共通事項

- ア 神奈川県が行う動物の愛護及び管理に関する施策を理解し、及び協力するこ

- と。
- イ 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法その他の動物の愛護及び管理に関する法令を理解し、及び遵守すること。
 - ウ 登録者、団体構成員及び活動協力者に、暴力団員又は暴力団に利益を供与する等の関係を有する者がいないこと。
 - エ 活動の内容及び会計の収支を文書に記載し、適切に保管すること。
 - オ 活動において知り得た個人情報及び行政機関が有する非公表の情報を、外部に漏らさないこと。
 - カ 活動に際しては、県の動物愛護管理事業に誤解を招く又は支障を来す行為を行わないこと。
 - キ 他の登録ボランティア、センター来所者、譲受者及び職員に対して、人権を尊重し、お互いを思いやる気持ちで、常識ある行動をとること。
 - ク センターが開催する登録ボランティアを対象とする会議、研修会等に参加すること。
 - ケ 活動に際しては、センターの助言、指導に従うこと。
 - コ 活動に際しては、自身及び動物の事故や怪我の防止に留意すること。

(3) 譲渡ボランティア

- ア 登録者（団体にあつては、その代表者及び副代表者）は、構成員、活動協力者等の飼養施設における動物飼養状況を把握し、適切に管理すること。
- イ センターからの動物搬送、その後の飼養管理に当たっては、動物の習性、生理等を正しく理解し、適切に行うこと。また、人への危害、逸走の防止に努めるとともに、近隣の生活環境をみだすことのないよう留意すること。
- ウ 猫は、屋内飼養とすること。
- エ 狂犬病予防法に基づき、センターから犬の譲渡を受けた日（生後 90 日以内の犬については生後 91 日になった日）から 30 日以内に狂犬病予防注射及び登録を実施すること（登録、予防注射が未実施の犬に限る。）。
- オ センターから譲渡を受けた日から 3 か月以内又は生後約 6 か月を経過するまでに避妊・去勢手術を行うこと（センターで手術未実施の犬猫に限る。）。なお、病気、高齢等の理由から獣医師の判断で手術の実施が不可能な場合はこの限りでないが、体調回復等により当該動物が手術実施可能となった場合は速やかに手術を受けさせること。
- カ 新たな飼い主に譲り渡す場合は、別紙「譲受者選定基準」に適合する者に対して譲り渡すこと。
- キ 原則として、譲渡を受けた動物を譲渡活動を行うボランティアに再譲渡しないこと。ただし、離乳前の猫が、譲渡されないまま成猫になってしまった場合等、譲渡後の動物の状態変化等により、他の登録ボランティアの施設で飼養、譲渡する方が当該動物の譲渡促進の観点から望ましいと判断される場合において、ボランティア間双方で同意した場合にあつては、この限りでない。なお、ただし書の規定による譲渡を行った場合は、その旨を速やかにセンターに報告すること。
- ク 譲渡を受けた動物を、みだりに使役活動に使わないこと。
- ケ 災害、事故、代表者や個人登録者の病気等不測の事態が生じた場合に備え、保護している動物の飼養管理に影響を及ぼさないような体制を事前に構築しておく

こと。

コ その他、譲渡を受けた動物に係る問題が生じた場合は、自己の責任において解決するとともに、センターの指示に従うこと。

(3) グルーミングボランティア

ア センターでの活動は登録者が行うこととし、活動協力者のみでの活動はしないこと。

イ 活動中に自身及び動物の事故等が発生した時は、直ちに職員に連絡すること。

ウ 活動中に動物の異常を見つけた場合には職員に連絡し、指示を仰ぐこと。

(4) 動物愛護普及啓発ボランティア

普及啓発する内容については、県の動物愛護管理事業に誤解を招く又は支障を来すことのないよう留意し、必要に応じて事前にセンターと調整を図ること。

(5) その他のボランティア

活動内容に応じ、前各号に掲げるボランティアに準じて、センターで協議の上、個別に定める。

(登録事項の変更等)

9 登録された者は、申出書の記載事項に変更が生じたとき及びボランティアの活動を止めたときは、その日から1か月以内に神奈川県動物愛護センター登録ボランティア登録（継続・変更・廃止）申出書（第3号様式）を所長あて提出しなければならない。

この場合において、登録証の記載事項に変更があるときは、登録証を添付しなければならない。

なお、所長は申出を受けるに当たり、必要な書類の提出を求めることができる。

(登録の公表)

10 所長は、登録ボランティア名簿に登録した事項のうち、ボランティアの種類、登録名称、取り扱う動物の種類についてホームページに登載する方法により公表する。

(活動時の調整)

11 登録ボランティアとして活動する場合は、事前にセンターと活動の内容について連絡調整をするものとする。

(活動の報告)

12 登録ボランティアは、次の各号に掲げるボランティアの区分に応じ、当該各号に定める事項を所長に報告するものとする。

(1) 譲渡ボランティア

譲渡ボランティアは、譲渡を受けた動物の新たな飼い主が決定し、第8項第2号エ及びオの措置を行ったことを確認した場合には、その事実を知った日から1か月以内にセンターに、譲渡動物に関する報告書（第4号様式）を提出すること。

なお、センターから譲渡を受けてから3か月を経過しても新たな飼い主が決定しない場合には、第8項第2号エ及びオの実施状況について、また、譲渡を受けた

動物が死亡した場合には、その旨を速やかにセンターに報告すること。

さらに、毎年3月31日時点での飼養動物数等の状況を飼養動物管理状況等定期報告書（第5号様式）にて4月末日までに提出すること。

(2) グルーミングボランティア

活動の都度、グルーミング活動に関する報告書（第6号様式）を提出すること。

(3) 動物愛護普及啓発ボランティア

活動年度（4月から翌年3月まで）の活動内容を記載した、動物愛護普及啓発活動に関する報告書（第7号様式）を4月末日までに提出すること。

(営利活動の禁止)

13 登録ボランティアは、登録ボランティアとしての活動において、営利を目的とした活動を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

(1) センターから譲渡を受けた動物を、新たな飼い主を探す目的で展示に供する場合

(2) 当該登録ボランティアの活動資金に供するための物品販売、募金等を行う場合

(登録の取消し等)

14 所長は、次に掲げる理由により、登録の取消し又は活動の制限を行うことができる。

(1) 登録に際して書類に虚偽の記載があった場合

(2) 第4項に定める登録の要件に合致しなくなった場合

(3) 第8項に定める遵守事項を著しく違反した場合

(4) 本要領に従わない場合

(5) 重大な法令違反又は登録ボランティアとしてふさわしくない非行があった場合

(6) 2年間以上継続して活動実績がなかった場合

(7) その他所長が必要と認めた場合

(費用負担)

15 活動に伴う諸費用は、別途定める補助金、謝礼金、保険料等を除き、原則として登録ボランティアの負担とする。ただし、センター内における活動に必要な設備、光熱費等は、原則としてセンターが準備又は負担する。

(施設の調査)

16 センターは、登録ボランティアから活動の報告を求め、又は飼養施設等の調査をすることができる。

附 則

1 この要領は、令和2年1月15日から施行する。

譲受者選定基準

- 1 当該動物の飼養管理状況について譲り渡す者が確認できる地域に居住する成人であること。
- 2 飼養することに同居者全員が同意していること。
- 3 飼養場所は動物の飼養が禁止されていない施設であること。
- 4 動物の習性、生理等を理解し、適正飼養を行い終生飼養することができること。
- 5 譲受した日から3か月以内又は生後約6か月までに避妊・去勢手術を実施すること（手術未実施の犬猫に限る。）
ただし、病気又は高齢等の理由から獣医師の判断で手術の実施が不可能な場合はこの限りではないが、その旨を報告すること。また、体調回復等により当該動物が手術実施可能となった場合は速やかに手術を実施し、その旨を報告すること。
- 6 既に飼っている動物については、譲受する動物が繁殖することのないよう措置済みであり、また、ワクチン接種等による感染症予防措置済であること。
- 7 犬にあつては譲り受けた日（生後90日以内の犬については生後91日になった日）から30日以内に狂犬病予防注射を受け、犬の登録の手続きを行い、鑑札及び注射済票を装着すること。また、犬以外の動物にあつては、身元の表示（迷子札等）を装着すること。
- 8 猫は屋内飼養すること。
- 9 動物の病気又は怪我等に対し、適切な治療を受けさせること。
- 10 関連する法令等の規定を守ること。

(第1号様式)

神奈川県動物愛護センター登録ボランティア登録申出書

年 月 日

神奈川県動物愛護センター所長 様

申出者 郵便番号
住 所
氏 名

神奈川県動物愛護センター登録ボランティア要領に基づき、登録を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

ボランティアの種類	<input type="checkbox"/> 譲渡ボランティア（団体・個人） <input type="checkbox"/> グルーミングボランティア <input type="checkbox"/> 動物愛護普及啓発ボランティア（団体・個人） <input type="checkbox"/> その他のボランティア
登録名称	
代表者及び副代表者 氏名（団体のみ記入）	
電話番号	— — 公開（可・否） — — 公開（可・否）
Email アドレス	公開（可・否）
飼養施設の所在地 （譲渡ボランティアのみ）	
取り扱う動物の種類 （譲渡、グルーミング ボランティアのみ）	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 成猫 <input type="checkbox"/> 幼猫 <input type="checkbox"/> 犬猫以外の動物 ()
ホームページ等 アドレス	公開（可・否）

誓 約

私は、神奈川県動物愛護センター登録ボランティア要領に従い、貴所に協力して活動することを誓約します。また、活動中に生じた事故については自己の責任において処理し、センターに対し一切補償を求めません。

なお、私並びに団体構成員又は活動協力者が本誓約内容を守らなかった場合は、登録の取消し又は活動の制限を受けても不服を申し立てません。

署名 _____

(第1号様式 別紙)

団体構成員（活動協力者）名簿

職名	氏名	住所	電話番号

(第2号様式)

登録番号 _____

神奈川県動物愛護センター登録ボランティア登録証

住所

氏名

神奈川県動物愛護センター登録ボランティア要領に基づき、上記の者を神奈川県動物愛護センター登録ボランティアとして登録する。

神奈川県動物愛護センター所長 印

- 1 登録名称

- 2 代表者氏名又は氏名

- 3 ボランティアの種類

- 4 取り扱う動物の種類

- 5 登録年月日等
初回登録年月日 年 月 日
登録の年月日 年 月 日
登録の期限 年 月 日

- 6 備考

(第3号様式)

神奈川県動物愛護センター登録ボランティア登録

(継続・変更・廃止) 申出書

年 月 日

神奈川県動物愛護センター所長 様

申出者 住 所

氏 名

神奈川県動物愛護センター登録ボランティア要領に基づき、登録の(継続・変更・廃止)を申し出ます。

	登録名称	
	登録番号	
変 更	変更事項	
	変更前	
	変更後	
廃 止	廃止の理由	

(第4号様式)

譲渡動物に関する報告書

年 月 日

神奈川県動物愛護センター所長 様

登録名称

1 センターからの譲渡年月日
年 月 日 No. _____

2 譲渡動物の種類等 (犬・猫・)
品 種 性 別 体 格 年 令 毛 色
() () () () ()

3 新しい飼養者への譲渡年月日等
住 所 :
氏 名 :
電 話 :
譲渡日 : 年 月 日

4 避妊・去勢手術の実施
実施年月日 年 月 日
実施獣医師
実施動物病院 (所在地
病院名)

5 狂犬病予防法に基づく登録番号等
登録年月日 年 月 日
登録番号
狂犬病予防注射実施日 年 月 日
狂犬病予防注射実施者

6 その他 (マイクロチップNo等)

(第5号様式)

飼養動物管理状況等定期報告書

年 月 日

神奈川県動物愛護センター所長 様

登録名称

() 年度3月31日時点での飼養動物管理状況

動物種	昨年度から飼養されている頭数(内当所からの数)	今年度受け入れた頭数(内当所から)	今年度譲り渡した頭数(内当所から)	今年度死亡した頭数(内当所から)	3月31日時点での飼養頭数(内当所から)	備考
犬	(頭) (頭)	(頭) (頭)	(頭) (頭)	(頭) (頭)	(頭) (頭)	
猫	(頭) (頭)	(頭) (頭)	(頭) (頭)	(頭) (頭)	(頭) (頭)	
その他 ()	(頭) (頭)	(頭) (頭)	(頭) (頭)	(頭) (頭)	(頭) (頭)	
その他 ()	(頭) (頭)	(頭) (頭)	(頭) (頭)	(頭) (頭)	(頭) (頭)	
その他 ()	(頭) (頭)	(頭) (頭)	(頭) (頭)	(頭) (頭)	(頭) (頭)	

上記データの当所ホームページでの公開

(希望する ・ 希望しない)

(第6号様式)

グルーミングボランティア活動に関する報告書

年 月 日

神奈川県動物愛護センター所長 様

登録名称

1 活動実施日： 年 月 日

2 実施者： _____

3 内容

動物種	シャンプー (実施は○)	カット (実施は○)	その他

4 その他

(第7号様式)

動物愛護普及啓発活動に関する報告書

年 月 日

神奈川県動物愛護センター所長 様

登録名称

下表のとおり実施しました。

実施日	活動内容	活動場所	参加者数